

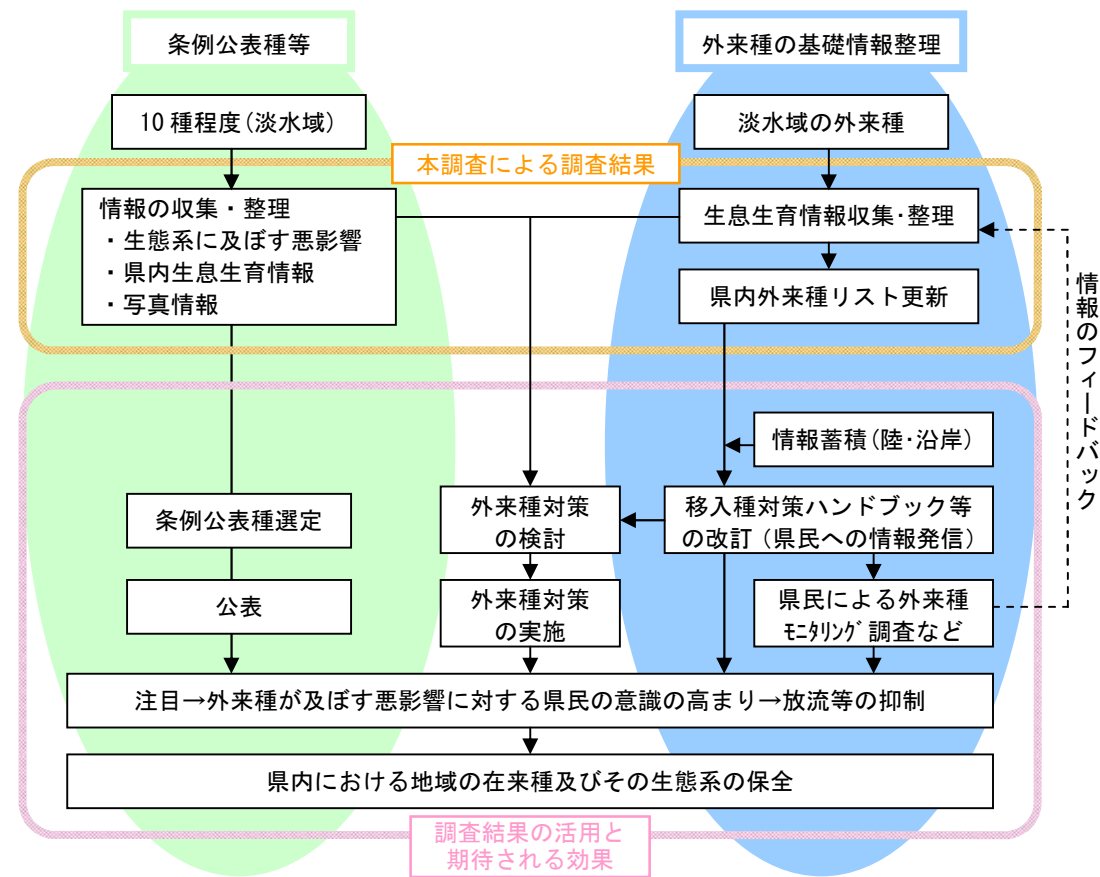
平成 2 8 年度愛知県外来種調査の概要

1. 調査の考え方

本県淡水域における条例公表種等（県内の生態系に著しく影響を及ぼすおそれのある移入種として県が公表する種、特定外来生物及び特に悪影響の懸念される外来種）について、本調査によって、これらの種が生態系に及ぼす悪影響、県内における生息生育情報、写真情報等を収集・整理し、条例公表種の見直しや防除策の検討を行うための基礎資料とする。

また、県内における外来種の生息生育情報は、「ブルーデータブックあいち 2012」の作成過程において外来種リストの作成及び情報の蓄積がなされているが、その後の新たな外来種の侵入や既知の外来種の分布拡大など、生息生育状況は日々変化しているものと考えられる。このため、本調査によって愛知県内における外来種（国外移入種及び国内移入種、今年度は淡水域を対象とする）の生息生育情報（分布情報等）を収集・整理し、外来種リストの更新を行うとともにデータベースとして蓄積することにより、今後の外来種対策（条例公表種の見直しや防除策等）を検討する上での基礎資料とする。

また、将来的には更なる情報の蓄積を行うとともに、「移入種対策ハンドブック」や「ブルーデータブックあいち」の改訂版を作成し、これらの情報を積極的に発信することによって、外来種が及ぼす悪影響に対する県民の意識の高まりにつながり、地域の在来種及びその生態系の保全に寄与することが期待される。



図－1 本調査結果の活用イメージ

2. 調査方法

(1) 条例公表種等に関する情報収集

① 調査対象種

県内に生息生育する外来種（国外移入種及び国内移入種）のうち、淡水域における外来種を対象とし、県内の生態系に著しく影響を及ぼすおそれのある移入種（外来種）として「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき愛知県が公表する種、特定外来生物及び特に悪影響の懸念される外来種の中から10種程度を選定する。

なお、対象とする分類群は、維管束植物・爬虫類・両生類・魚類・昆虫類・貝類・甲殻類を基本とする。

選定した調査対象候補種とその選定理由等を表-1に示す。これらの調査対象候補種について、学識者等の意見があった場合には、必要に応じて変更・追加し調査を行うものとする。

表-1 調査対象候補種とその選定理由（条例公表種等）（その1）

調査対象候補種	選定理由等
維管束植物 ① ナガエモウセンゴケ (モウセンゴケ科)	・競合・交雑により在来種(モウセンゴケ類など)に悪影響を与えるおそれがある。 ・生物多様性の保全上重要な地域(湿地等)で問題になる可能性がある。 ・近年の生育状況や分布拡大等の情報が不足している。 【他指定等】外来種リスト
② ハビコリハコベ (ゴマノハグサ科)	・競合により在来種(水際の植物など)に悪影響を与えるおそれがある。 ・生物多様性の保全上重要な地域(湿地等)で問題になる可能性がある。 ・条例公表種であり、追跡調査の実施が望ましい。 【他指定等】条例公表種、外来種リスト
③ オオバナイトタヌキモ (タヌキモ科)	・競合により在来種(ミカワタヌキモなど)に悪影響を与えるおそれがある。 ・生物多様性の保全上重要な地域(湿地等)で問題になる可能性がある。 ・近年の生育状況や分布拡大等の情報が不足している。 【他指定等】外来種リスト
④ ナガバオモダカ (オモダカ科)	・競合により在来種(水生植物)に悪影響を与えるおそれがある。 ・生物多様性の保全上重要な地域(湿地等)で問題になる可能性がある。 ・条例公表種であり、追跡調査の実施が望ましい。 【他指定等】条例公表種、外来種リスト

表-1 調査対象候補種とその選定理由（条例公表種等）（その2）

調査対象候補種	選定理由
爬虫類 ⑤ ミシシippアカミミガメ (カメ目 ヌマガメ科)	・捕食や競合により在来種に悪影響を与えるおそれがある。 ・食性に関する情報が不足している。 【他指定等】 条例公表種、外来種リスト、日本100、世界100
魚類 ⑥ カラドジョウ (コイ目 ドジョウ科)	・競合により在来種(ドジョウなど)に悪影響を与えるおそれがある。 ・近年の生息状況や分布拡大等の情報が不足している。 【他指定等】条例公表種、外来種リスト
⑦ ブラウントラウト (サケ目 サケ科)	・捕食や競合により在来種(イワナなど)に悪影響を与えるおそれがある。 ・近年の生息状況や分布拡大等の情報が不足している。 【他指定等】外来種リスト、日本100、世界100
⑧ オヤニラミ (スズキ目 ケツギョ科)	・捕食により在来種に悪影響を与えるおそれがある。 ・近年の生息状況や分布拡大等の情報が不足している。 【他指定等】条例公表種、外来種リスト(国内由来)
⑨ ヨコシマドンコ (スズキ目 ドンコ科)	・捕食や競合により在来種(在来ドンコなど)に悪影響を与えるおそれがある。 ・近年の生息状況や分布拡大等の情報が不足している。 【他指定等】なし
貝類 ⑩ ハブタエモノアラガイ (基眼目 モノアラガイ科)	・競合により在来種(モノアラガイなど)に悪影響を与えるおそれがある。 ・近年の生息状況や分布拡大等の情報が不足している。 【他指定等】外来種リスト

注【他指定等】の凡例は以下のとおり。

特定外来 : 「外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)」により指定された外来生物

条例公表種 : 県内の生態系に著しく影響を及ぼすおそれのある移入種(外来種)として「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき愛知県が公表した種

外来種リスト : 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(環境省)掲載種

日本100 : 「日本の侵略的外来種ワースト100」(日本生態学会)掲載種

世界100 : 「世界の侵略的外来種ワースト100」(国際自然保護連合)掲載種

② 調査方法

調査対象種について、主として既存資料調査（文献調査、標本調査）及びヒアリング調査により、生息生育情報等を収集・整理し、電子ファイルに格納する。また、調査対象種のうち、既存資料調査によって十分な情報が得られない可能性がある一部の種については、補完的に現地調査を行うものとする。

調査項目は、原則として以下のとおりとする。

- ・地域の在来種や生態系に及ぼす悪影響
- ・県内における生息生育情報（県内分布状況、生息生育地の環境、生態的特性等）
- ・写真情報（生体写真、標本写真及び生息生育状況等、可能な限り収集に努める）

なお、これらの調査は学識者・NPO 調査員等の協力を得て行うものとする。

③ その他

これらの調査方法については、愛知県が学識経験者等を構成員として設置する「平成 28 年度外来種対策検討会」及び学識者・NPO 調査員等による指導・助言を受けて行うものとする（必要に応じての変更を含む）。

（2）県内における外来種の基礎情報整理

① 調査対象種

県内に生息生育する外来種（国外移入種及び国内移入種）のうち、淡水域における外来種を対象とする。

なお、対象とする分類群は、維管束植物・爬虫類・両生類・魚類・昆虫類・貝類・甲殻類を基本とする。

② 調査方法

調査対象種について、主として既存資料調査（文献調査、標本調査）及びヒアリング調査により、分布状況（市町村単位を原則とし、調査対象資料の内容に応じて整理する）及び生息生育情報等を収集・整理し、これを電子ファイルに格納する。

格納する情報は、科名、和名、学名、確認年月日、確認地、確認者名、標本番号及び所蔵機関名（標本による情報の場合）、文献名及び著者名等（文献による情報の場合）、国外移入種・国内移入種の区分、その他（確認个体数、特定外来生物の区分※等）とする。また、必要に応じて関連する種及びその生息生育状況を示す写真情報についても収集を行う。

なお、これらの調査は学識者・NPO 調査員等の協力を得て行うものとする。

※ 対象種が、特定外来生物（外来生物法）、条例公表種（愛知県）、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（環境省）、日本の侵略的外来種ワースト 100（日本生態学会）、世界の侵略的外来種ワースト 100（国際自然保護連合）に該当するか否かの区分とする。

③ その他

これらの調査方法については、愛知県が学識経験者等を構成員として設置する「平成 28 年度外来種対策検討会」及び学識者・NPO 調査員等による指導・助言を受けて行うものとする（必要に応じての変更を含む）。

3. 調査結果の取りまとめ方

(1) 条例公表種等に関する情報収集

既存資料調査及び現地調査によって収集した調査対象種の生息生育情報等について、種ごとに整理を行い、1種あたり1頁（A4版）程度の概要を記載した文書を作成し、電子ファイルに格納する。

この文書には、「ブルーデータブックあいち2012」に準じた以下の項目を記載するものとする。なお、既に作成されている種については、最新の情報に基づき文章を加筆修正する。

- ・科名、和名、学名、特定外来生物等の区分※
- ・種の概要、調査対象種として選定した理由
- ・種の形態
- ・分布の概要
- ・生息生育地の環境及び生態的特性
- ・侵入の経緯及び現在の生息生育状況
- ・被害状況及び駆除策と留意点
- ・写真情報（生体写真、標本写真及び生息生育状況等、可能な限り収集に努める）

※ 対象種が、特定外来生物（外来生物法）、条例公表種（愛知県）、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（環境省）、日本の侵略的外来種ワースト100（日本生態学会）、世界の侵略的外来種ワースト100（国際自然保護連合）に該当するか否かの区分とする。

(2) 県内における外来種の基礎情報整理

既存資料調査等によって収集した調査対象種の分布情報について、種ごとに市町村単位（可能な限り平成の大合併前の市町村単位とする）での整理を行い、外来種（淡水域）の全種リストを作成し、電子ファイルに格納する（表-2、5頁参照）。

また、調査対象種のうち、特に今後の分布拡大が懸念される種や、地域の在来種や生態系に著しい悪影響を及ぼすおそれの高い種の生息生育情報について、科名、和名、学名、確認年月日、確認地、国外移入種・国内移入種の区分、標本採集者及び所蔵機関名等（標本による情報の場合）、文献名及び著編者名等（文献による情報の場合）、その他（確認個体数、特定外来生物等の区分等）を整理し、データベースとして活用できるよう、電子ファイルに格納する（表-3、5頁参照）。

